

日本の新規制基準は、第4層・第5層の深層防護において問題がある

玄海原発の再稼働が目前に迫っている。

3.11 フクシマ事故が起こっても変わらない「地元同意」の範囲で、玄海町・佐賀県の議会・首長らは、九州電力が改善に努め、原子力規制委員会の新規制基準に合格したから「安全・安心である」と繰り返し、再稼働に同意した。

しかし、はたして新規制基準なるものは、「安全・安心」を保障するものなのだろうか？

原子力発電所は、ウラン・プルトニウムなど危険度の高い物質を内包することから、安全対策に深層防護の考え方が取り入れられている。深層防護は、多重防護ともいって、何重にも防護策を講じることである。

IAEA（国際原子力機関）は、国際的な原発の推進機関ではあるが、原発を推進するためには過酷事故による被害拡大はマイナスであるとして、スリーマイル島原発事故（1979）、チェルノブイリ原発事故（1986）の後、安全対策として5層の深層防護策を基本とするようになった。それでも、100%の安全を保障するものではないとされるが、世界の安全基準として引き合いに出されることが多い。

実際、日本の原発審査においても、IAEAの考え方は参考にされてきた。ただし、フクシマ事故以前は、原発の「安全神話」が優先され、原発で過酷事故など起こりはしないと想定され、過酷事故対策である第4層は導入されなかったという。しかし、2011年フクシマでは過酷事故が起こり、現在も続いている。事故の引き金となったのは、大地震・大津波であったかもしれないが、過酷事故は、従前に十分な対策を講じてこなかったがために拡大した人災である。

こうして、フクシマ事故後に改定された新規制基準では、第4層の過酷事故対策は取り入れられたと考えるのが、事故の反省を踏まえての当然の発想なのだが、原子力規制委員会がつくった新規制基準では、大きく欠落しているという。第4層の過酷事故対策としては、水素爆発・水蒸気爆発対策などがあるが、これらは甚大な被害を及ぼす可能性があるにも関わらず、全く不十分であるという（参考資料①）。

では、第5層の避難計画を含む全般的な防災計画についてはどうなのだろうか？

最近まで巷で言われていた見解と異なり、フクシマ事故以前にもあったという。それは、東海村 JCO 燃料加工施設の臨界事故（1999）後に制定された原子力災害特別措置法（1999 制定、2014 最終改正）に反映され、フクシマの事故後は、原子力規制委員会が策定した「原子力災害対策指針」に盛り込まれたという。

しかし、その「原子力災害対策指針」は、新規制基準には取り入れられなかった。ここに問題点がある。さらに、深層防護の考え方からすれば、第4層の過酷事故対策が十分に行われたうえでの、第5層の全般的な防災計画でなければならないのに、第4層は手抜き状態、第5層はあるにはあるが新規制基準では審査の対象にもなっていないという現状である。さらに、「原子力災害対策指針」は、IAEAの第5層と比べて内容が矮小化されているうえに、原子力規制庁などは、規制値をさらに緩いものにしようと画策しているという（参考資料②）。

こうして、日本では、第4層の過酷事故対策が世界の安全基準からみて不十分なものであっても、さらに第5層の全般的な防災対策が行われていなくても、原発の再稼働は着々と進められるような仕組みになっている。

原子力規制委員会の初代委員長である田中俊一氏は、かつて「基準の適合性は見ていますけれども、安全だということは私は申し上げませんということをいつも、国会でも何でも、何回も答えてきたところです。」と発言しているが、それは、まさに本音であろう。

2017年7月4日、玄海原発周辺の自治体が集まり、連携して事故時の避難計画の実効性を高めようと協議会の設立に合意した。そこには、再稼働に反対している佐賀県伊万里市、長崎県松浦市・平戸市も含まれる（参考資料③）。住民の安心・安全を考えれば、自治体としては当然の発想であろう。

しかしながら、原発の過酷事故の防災計画は、地震・風水害などの防災計画とは、発想が異なるのではなかろうか。逃げる、避難するだけでは不十分で、放射線の被曝量をいかに少なくするかの発想が必要であろうし、過酷事故によって、環境は破壊され、生業は奪われ、避難が長期化することなども覚悟しておかなければならないだろう。さらに、日本の第5層の全般的な防災計画には、上記のような欠陥もある。協議会の設立にあたっては、こうしたことを踏まえたうえで、十二分な防災計画を、国策として再稼働を推進する国にも責任を負わせつつ進めてもらいたいし、防災計画なくして再稼働は認められないといった姿勢を堅持してほしいものである。

◆参考資料

①玄海原発一万人訴訟 HP より

<http://no-genpatsu.main.jp/download.html>

準備書面 38 「水素爆発対策の不備」 2017年6月16日

準備書面 39 「水蒸気爆発対策の不備」 2017年6月16日

準備書面 41 「使用済燃料プールの危険性」 2017年6月16日 など

② [「IAEA 深層防護の第5層について」](#) 中西正之著、2016年5月22日

③ 「玄海原発避難計画、県境越え連携」 (佐賀新聞)

<http://www.saga-s.co.jp/news/saga/10101/443607>

(文責 片山純子) 2017年7月17日公開